

令和元年度

福島県環境審議会第2部会議事録

(令和元年11月14日)

1 日時

令和元年11月14日(木)

13時30分 開会

15時20分 閉会

2 場所

自治会館1階 消費生活センター研修室

3 議事

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について

4 出席委員

大迫政浩 小野広司 河津賢澄 清水晶紀 鈴木秀子 高橋龍之 武石稔

武田憲子 新妻和雄 細谷寿江(代理出席:菊地ミドリ) 油井妙子 渡邊明

(以上12名)

5 欠席委員

大堀武 崎田裕子 高荒智子 中野和典(以上4名)

6 出席委員

橋本環境回復推進監兼環境保全担当次長

高橋産業廃棄物課長

菅野産業廃棄物課主幹兼副課長

國井産業廃棄物課主幹

小池水・大気環境課主幹 他

7 内容

(1) 開会(司会:吉田産業廃棄物課主任主査)

(2) 議事録署名人

議事に先立ち、河津部会長から議事録署名人として鈴木委員と油井委員が指名された。

(3) 議事

福島県産業廃棄物税の今後のあり方について

事務局（高橋産業廃棄物課長）から資料1から資料6により説明し、以下の質疑があった。

○事前質問への事務局の回答

【高橋産業廃棄物課長】

渡邊委員からいただいている資料1関連の事前質問の「産業廃棄物税はかなり広範な環境活動に利用されているようですが、利用目的の精査方法（手順）と利用結果の検証（方法）がありましたら教えてください。」への回答は次のとおりである。

まず、産業廃棄物税の充当事業の利用目的の精査方法は、毎年度、充当事業のあった事業について、環境審議会から答申いただいた税の使途に適合するのか、各課にヒアリング等を行い、一定の効果が期待できる事業を採択している。

また、税の利用結果の検証方法は、事業の要望時に前年度の事業実績を求め、その結果も踏まえ審査を行っている。

【高橋産業廃棄物課長】

渡邊委員からいただいている資料2関連の事前質問の「産業廃棄物の排出量では汚泥が多く、かつ製造業から出される産業廃棄物が多いことが示されていますが、汚泥の起源と製造業から出される廃棄物の種類について教えてください。」への回答は次のとおりである。

まず、排出割合が高く、製造業からの排出量が多い汚泥の起源は、製品の製造工程から発生する残さ物を濾し取ったもの、汚水の浄化工程で発生する沈殿物等が代表的なもの。排出量の多い業種は、紙パルプ製造業、化学工業、下水道業である。

また、製造業から排出される種類は、汚泥が8割を占め、残りが鉍さいやガラスくず、廃酸、廃アルカリ等の順となっている。

○当日の説明への質疑

【渡邊委員】

税を考えていくときに大切なのは、税の使い方、税の適正な決定の仕方、納める立場としてはその利用が適正かどうか問われていると思う。私も関係している地球温暖化の事業も産業廃棄物税から支援されているので驚いた。説明では廃棄物の減量化、再生利用、リサイクルというところに使い、その結果として減らしていくことがわかった。

環境教育とか地球温暖化対策などは大切なことで喫緊な課題ではあるが、目的税なのであまり範囲を広げないで検討する必要があると思う。

【清水委員】

産業廃棄物は自分で処分するという大前提に沿って、自社で処分する場合は課税を2分の1とした当時の経緯はどのようなものだったのか。

また、充当事業の実績で、事業の分類が合っていないように見える事業がいくつかあり、例えば、「産業廃棄物排出量の抑制」に分類されている住民理解を促進する事業は、「産業廃棄物処理施設の整備促進」等に該当するのではないかと思う。

【高橋産業廃棄物課長】

自社の最終処分場に搬入する課税を2分の1とした経緯は、産業廃棄物の処理は排出者自らが行う責務がある一方で、実際に最終処分場を設置するには膨大な資金や労力を要するが、自社処分場の設置者はこれらを負担し、自己処理に努めていることから、この制度となった。

住民理解を促進する事業の分類は、ご指摘のとおり「産業廃棄物処理施設の整備促進」が適切かと思うので修正したい。

【大迫委員】

例えば災害廃棄物のように一般廃棄物でも処理は産業廃棄物の処理業者が関わり産業廃棄物処理施設で受け入れ、一体となって処理していかなければならない事業があった場合、使途の対象範囲として読み取れるのか、という議論が必要と思う。環境教育でも産業廃棄物を含めた事業を行っていると思う。産業廃棄物に限ることが不効率な活用に繋がらないよう、解釈の整理も必要ではないかと思う。

予算配分の決め方と検証は、予算要求に対する査定等になると思うが、ある程度使い方が固定化されていると考えるのか、柔軟に変動しているとするのか、難しいところもあるものの柔軟性が必要ではないかと思う。

また、色々な状況の中で必要とする事業は刻々と変わっていくため、柔軟性が確保された予算配分の仕組みと、それが妥当であることの評価を議会レベルでチェックをするのかどうか、一体的に議論する必要もあると思う。これはコメント。

県外から搬入されるものにも課税していると思うが、その割合と変化は把握しているのか。安いところに流れることもあるため、県境を挟んだ実態把握も必要と思う。

最終処分業者に納付させる制度としているが、他県では中間処理業者にも課税しているケースがある。この場合どういう効果が出てくるのか、分析してもらいたい。

【高橋産業廃棄物課長】

充当事業の柔軟な活用に関し、充当事業の選定にあたっては直接的な効果のみならず、間接的な効果も考慮している。例えば、環境教育の事業は、子供たちが産業廃棄物の再生利用、適正処理等の重要性を学ぶことで、将来、産業廃棄物を排出す

る立場になったとき、再生利用等の取組が促進される間接的な効果も一定程度見込まれると考えている。

充当事業の検証に関しては、充当事業の評価・選定と予算編成作業は別に行うが、最終的には議会で予算として承認いただいたうえで事業を行う。

県外からの最終処分場への搬入割合は、毎年、県で状況を把握しており、直近の平成29年度は2割程度、今までは2から3割程度で推移している。

課税の仕組による効果の違いについては、次回までに確認したい。

【橋本環境回復推進監】

説明を補足する。充当事業についてどこが決定しているのか、議会等を経ているのか、ということに関して、議案書に財源は記載されているが、通常議会の中で財源が議論されることはない。事業の必要性は財政当局の査定を受け、財源として産業廃棄物税を充てるかは生活環境部で判断し、これらが一体となって予算編成作業を進める。

課税方法に関しての他県と比較した上での効果という点は、すべてはお答えできないが、課税する側の業務量、事務量を考えた時、現在最終処分場は21社くらい、27施設くらいに課税しているが、中間処理業者に課税すると260社くらいとなり、チェック等の事務量が大変だ、ということと言える。このようなことを含めて、当時このやり方が選択されたと思う。

【河津部会長】

実態をわかっている産業資源循環協会から御意見をいただきたい。

【高橋委員】

資料1「4 充当事業の実績」について、本来産業廃棄物税の目的は循環型社会に向けて排出抑制、再生利用、**減量化、適正処理の推進**です。その目的に産業廃棄物は**充当されるべき**と認識している。各事業の充当割合は、排出量の抑制が3%、リサイクルの推進が5%、処理施設の整備促進が15%、県民理解の促進が8%、適正処理の推進が47%、この47%のうち約半分が不法投棄防止、その他の税の目的に適合する**事業に21%**という**実績である**。本来の目的のところに充当していただきたいと思う。

また、県民理解の**促進項目**に産業廃棄物処理業者の人材育成が含まれているが、適正処理の推進に入ると思う。産業廃棄物処理業者は中小企業者が大半で人材育成が十分とは言えない状況である。危険を伴う業務も社会のために何とか頑張っている。いくら設備が整ったとしても処理技術、リサイクルの技術向上のためには人材の育成が不可欠である。

台風被害の災害廃棄物の運び込みまでは自治体の清掃センターの職員がやって、

仮置場からリサイクル、減量化の処理は当協会の産業廃棄物処理業者がやっている。廃棄物のリサイクルや処理の知見の向上は重要なので、産業廃棄物処理業者の人材育成に関する事業を手厚くしてもらいたいと思う。

【武石委員】

資料1の税収額には県外からの搬入物も含まれており、一方で資料2の廃棄物の排出量は県内のもののみであるとすれば、仮に県内の排出量が減っても県外の廃棄物の搬入量が増えれば、税額の増減と充当事業の効果とはマッチングしないということか。

災害が無ければ産業廃棄物として出ていくものが、被災したことによって災害廃棄物にまわっているのか。それとも産業廃棄物として処理されるのか。災害廃棄物となって、税金が入らないような仕組みとなっているのか。

【高橋産業廃棄物課長】

提示した資料は県内の廃棄物の排出量と埋立量の動きを見るためのものであり、県外の廃棄物の搬入量も著しい増減があるわけではなく、厳密な解析は難しいかもしれないが、埋立量等と税収額の傾向を比較することは出来ると考えている。

被災した廃棄物は、一般廃棄物の災害廃棄物となり産業廃棄物ではなくなるが、産業廃棄物全体の中で著しく影響を及ぼすものではない。

【橋本環境回復推進監】

台風19号の関係での県内の災害廃棄物の推計量は50万トンと公表したところである。今の災害廃棄物処理業補助制度では、市町村が、被災した中小企業が排出したものを災害廃棄物として処理すれば補助金の対象となり、逆に、市町村が事業者自らが処理するものと整理すれば、事業者自ら片付けるという仕組みとなっている。また、大企業の場合はこの制度に該当しないという整理をしている。

【河津部会長】

資料3(3)課税の特例以降に関しては、本日の資料では十分で無いということで、今後追加資料を委員に送って検討していただくことでよいか。

検討項目のうち、「1 税制度の継続の必要性」、「2 税制度について」の「(1) 課税方式」及び「(2) 税率」について、事務局案は現状維持の方向性を示しているが、これに関して御意見はあるか。

【渡邊委員】

今の特例制度を外した時にどういった影響が起こるのか。例えば、全国的に横並びの税制度となっているため、運搬料のかからないところで処分する形で福島県内に処分されているものが、特例制度を外して福島県の税率を高くすれば、県内の最終処分量は減るとか、そのために、福島県の最終処分業者が減るとか、経営が成り

立たないとか、いろいろな課題があると想像はつくが、それ以上のことは想像つきにくいので、実際に特例制度外したときにどういう問題が起こるのかを、審議会の中で示してほしい。

課税標準が1万トンを超える4社は1万トンまではトンあたり千円を負担し、1万トンを超えると税金が安くなるということだが、一般的な税制度は累進課税で、たくさん出せば出した分だけ高額に課税しないと排出量が減らない。

今までの説明では、たくさん排出するところも一定の配慮をしないと問題があるとのことであるが、もしあるとすればどういう課題があるのか。たくさん排出しているわけだから当然それなりの負担が必要と思います。しかもそれは結構大きい業者なので、そんなに経営に問題があるようには思えない。

推測だが、特例を外すことによって、税金による抑制効果が生まれぬか、その辺を知りたい。

4社はどういう業者か、ばいじんなどを多量に排出している業者なのか教えていただきたい。

【河津部会長】

今の渡邊委員の御質問は税制度についてではなく、特例制度についてのものか。

【渡邊委員】

特例制度についてである。特例を外して1トンあたり千円とした場合にどういう影響があるのか、整理してもらいたい。

【高橋産業廃棄物課長】

整理したい。

【橋本環境回復推進監】

特例制度を外したときの影響に関して、特例納付事業者4社の税額は約1億2千万円から約1億8千万円で、平均すると1社3千万円を超える額を納税いただいている。特例制度を外すと現状の倍位の額が納税されると見込まれる。この産業廃棄物税は法定外目的税で都道府県の判断で設けられているもの。福島県の経済界を支えるような大規模な事業者に変な納税義務を生じさせるという状況を生み出すことになるため、もし特例を無くすとすれば産業界に御理解をいただくことも当然必要になってくると思う。

【渡邊委員】

特例を外した場合の納税額は1万トンを超えた分が2倍になるということか。

【高橋産業廃棄物課長】

そうである。

1万トン超の特例納付事業者の4社の内訳は電力事業者と素材メーカーである。

自然の素材から製品等をつくるため不要分が比較的多い。

【渡邊委員】

電力事業者なら燃料を代えるとかいろいろな意味で対策が出てくると思う。例えば温暖化の問題とか、送電問題にも関わってきて、部門間で整理するっていうことも必要なかと思うので、調べて資料として提出いただきたい。

【河津部会長】

減量化が非常に難しい業種であるとか、いろいろ問題点が出てくると思うので、資料で提出いただきたい。

【武石委員】

他県の状況が気になる。宮城、茨城、栃木などの近県で1万トン超の優遇措置の制度があるのか。もしあれば、1万トンを超えそうになったら他県に持って行く動きが起きかねないとも考えられる。

【高橋産業廃棄物課長】

本県と同じ1万トン超の部分は税率2分の1とする特例制度を設けているのは大分県のみである。

【河津部会長】

他県でも同じような施設で優遇制度があるのか。

【高橋産業廃棄物課長】

処分量に関しては本県と大分県の2県のみである。自社処分に関する特例制度を採用している自治体は多い。

【河津部会長】

同じような業態の事業者がある場合に、県によって違ってくるのかなど、比較しやすい資料の作成をお願いしたい。他に必要な資料等はあるか。

【大迫委員】

併せ産廃に関して、受入自治体数が減ったとあったが、減ることが良いのかどうかということもある。どういうものをどういう事業者から受け入れているのか。例えば地域の中で下水道事業者から下水汚泥を受け入れるのであれば、地域としてはできるだけ公費を使わないように、一緒に併せて処理するというような意図でやるケースもあるし、中小企業の産業廃棄物を地元の産業振興のために併せ産廃として受け入れて効率化を図っていく、周辺にもなかなか産業廃棄物処理施設も無いという場合等、何かしら意義みたいなものがあるのかもしれないので、そういったところも整理したうえで、次の判断をしてはどうかと思う。

コメントですが、議論にはなじまないが、税率が1トンあたり千円ということに関して、東北は全ての県が同じ制度で均衡が保たれているが、いずれは循環型社会

に移行していけば埋立処分は減り、税の目的も達成するかもしれない。そうなった時に、東北全体でやめないと不均衡が生じ、今まで指摘されたようなところに集中することが出てくるかもしれないで、やはり広域的に産業廃棄物税の問題はいずれ一緒に議論して考えていかなければならないと思う。

福島県産業資源循環協会の方も出席されているが、税の負担は排出事業者の負担だが、もしかしたら廃棄物の事業者がある程度負担を被っていることもあるかもしれない。この税の目的に沿った循環型社会への移行に関して、事業者のニーズを把握して、産業廃棄物税の充当事業の継続をしていく必要がある。いかんせん忙しいと予算の編成時期がきたとなると、本庁内だけでの情報で計画を立てると不謹慎な話かもしれませんが。そういうとき、税の目的、検証を産業界からのニーズを聞き反映させていく必要がある。

アスベストの問題では、大防法の改正が行われレベル3の非飛散性の建材も管理して、解体の時から廃棄物処理まで管理していかなければならない可能性がある。

そういったところのニーズを把握して注力して行く必要がある。時代の流れに乗った柔軟に反映した事業に用途も反映させていく仕組み作りを、今回のあり方の中でさらに意識付けするような工夫もしていただけるとありがたいと思う。

【河津部会長】

貴重な御意見に感謝する。事務局から意見等があるか。

【高橋産業廃棄物課長】

併せ産廃を行っている背景については、聞き取り調査で確認していきたい。

広域的な自治体調整の考え方、ニーズに沿った事業の仕組み造りに関しては今後の課題とさせていただきたい。

【小野委員】

導入された頃の取材状況等を思い出すと、他県が先行していること、いろいろな意味で税収を確保していくことは地方自治体としては非常に重要だということが当時議論されたかと記憶している。その後の状況というと27道府県と、逆に20はまだ導入していない。導入が続かなかった事情を教えてください。

税収見合いで事業が組まれるので、一概にはいえないが、例えば平成27年にその他産業廃棄物税の目的に適合する事業ということで、4億円の事業が一本入って、この年7億円を使っている。年度によって必要事業が出てくると思うが、それに見合う基金の適正規模は県ではどのくらいと見込むのか。

基金残高が8億円くらいあるが、もっと事業展開するのか、逆にこれから何らかの大きな目的が控えているとか、そういうことがあるのか。

次回以降の議論の中で、福島県の制度設計は大体横を見ながらいろいろな制度を

作っていくことを考えると、一万トン超の特例制度を当初設けた議論は、どういうことを想定し、事情があつてなされたのか。同例が1つしかないということもあり、結構福島としては、先陣を切ったというか、1つ乗り出したという形でいったと思うので、分かれば教えてもらいたい。

【高橋産業廃棄物課長】

27道府県に続く自治体がないことについて、分析はしていないが、総じて財政規模の大きい都府県は導入していない傾向にはある。

基金の規模は特に規定を設けておらず、また、充当事業は各部局の事業ニーズを踏まえ、対応している。現時点において、年間の税収を超えるような規模の事業の予定は無い。

1万トン超の部分を2分の1にするとした経緯は、環境審議会や地方税制等検討会という今回と同じ仕組みの中で検討いただき、採用されたものであるが、次回までに確認したい。

【河津部会長】

27道府県しかないというのは、最終処分場の数、場所、規模等と関係があるのかもしれない。都道府県別の最終処分場の状況を確認し、資料で示してもらいたい。

【細谷委員 代理：菊地氏】

産業廃棄物は、私たち一般の県民には良くわからない。家庭ごみの処理については講義や話を聞く機会はあるが、産業廃棄物に関してはどこから情報を得るのかもわからない。

もう少し県民にPRして協力してほしい旨を伝えてもらいたい。例えば、家屋の解体工事は高額であるが、この料金にも含まれていることなどを、もっとわかりやすくPRしてもらいたい。

【高橋産業廃棄物課長】

わかりやすいPRを検討する。

【河津部会長】

県民が負担する場合もあるので、県民に制度の内容が伝わるようにPRしてもらいたい。

(4) その他

なし

(5) 閉会

